

津 市 公 報

第 51 号
平成 20 年 2 月 5 日
火 曜 日

目 次

規 則

津市庁舎管理規則の一部を改正する規則

訓 令

三重短期大学の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

告 示

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

津市下水道排水設備指定工事店の指定

近傍同種の住宅の家賃

地縁による団体の認可

公 告

犬の抑留

一般競争入札の執行

都市計画の案の縦覧

水稻の農作物共済（一筆方式）に係る共済金等

犬の抑留

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

教育委員会告示

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

農業委員会委員選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の

選挙人名簿からの抹消者

監査委員告示

住民監査請求に係る監査結果

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月21日

津市長 松 田 直 久

津市規則第2号

津市庁舎管理規則の一部を改正する規則

津市庁舎管理規則（平成18年津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に指定した行為については、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市訓令第 1 号

庁中一般

出先機関

三重短期大学人事に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 0 年 1 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

三重短期大学人事に関する規程の一部を改正する訓令

三重短期大学人事に関する規程（平成 1 8 年津市訓令第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「助教授及び講師（常時勤務の者に限る。）」を「准教授、講師（常時勤務の者に限る。）及び助教」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市告示第6号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成20年1月18日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1 2 5 9 4 4 5	平成19年10月1日	平成19年12月6日
9 1 3 6 4 8 4	平成19年10月1日	平成19年12月22日
1 3 1 9 9 3 4	平成19年10月1日	平成19年12月27日
9 2 0 3 1 7 0	平成19年10月1日	平成19年12月30日
1 2 5 9 9 0 8	平成19年10月1日	平成20年1月7日
0 8 5 3 4 0 8	平成19年10月1日	平成20年1月11日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1 3 1 9 9 3 4	平成19年8月1日	平成19年12月27日
0 8 5 3 4 0 8	平成19年8月1日	平成20年1月11日

津市告示第7号

津市公共下水道条例（平成18年条例第201号）第6条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第17条第1項の規定により告示する。

平成20年1月22日

津市長 松田直久

指定した工事店

工 事 店 名	所 在 地	指 定 期 間
村田設備	津市津興69番地2	平成20年1月4日から 平成23年3月31日まで
N'sホーム	多気郡明和町坂本120 0番地8	平成20年1月4日から 平成23年3月31日まで

津市告示第 8 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）
第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1
8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 1 9 年度の津
市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めた。

平成 2 0 年 1 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	3 2 , 8 0 0 円
白塚団地 2 号館	3 2 , 8 0 0 円
白塚団地 3 号館	3 3 , 1 0 0 円
白塚団地 4 号館	3 8 , 8 0 0 円
白塚団地 5 号館	3 9 , 4 0 0 円
一身田アパート	3 8 , 5 0 0 円
上浜町六丁目住宅	7 , 4 0 0 円
旭町 C B アパート	1 1 , 4 0 0 円
下部田簡耐住宅	7 , 5 0 0 円
大井アパート	2 4 , 6 0 0 円
大井住宅 1	3 3 , 8 0 0 円
大井住宅 2	3 3 , 8 0 0 円
大井住宅 3	3 4 , 8 0 0 円
大井住宅 4	3 4 , 8 0 0 円
大井住宅 5	3 9 , 9 0 0 円
大井住宅 6	3 9 , 9 0 0 円
大井住宅 7	4 1 , 9 0 0 円
大井住宅 8	4 1 , 9 0 0 円
高洲町アパート 1 号館	1 5 , 2 0 0 円
高洲町アパート 2 号館	1 7 , 8 0 0 円
高洲町アパート 3 号館	2 3 , 2 0 0 円
高洲町アパート 4 号館	2 4 , 6 0 0 円

高洲町アパート 5 号館	2 4 , 6 0 0 円
高洲住宅 1	3 8 , 0 0 0 円
高洲住宅 2	3 8 , 0 0 0 円
高洲住宅 3	4 0 , 7 0 0 円
高洲住宅 4	4 1 , 9 0 0 円
新町 1 号館アパート	1 6 , 9 0 0 円
新町 2 号館アパート	1 6 , 5 0 0 円
新町 3 号館アパート	1 4 , 9 0 0 円
新町 4 号館アパート	1 4 , 9 0 0 円
千鳥アパート	4 3 , 3 0 0 円
阿漕簡耐住宅	1 1 , 6 0 0 円
阿漕 B 住宅	8 , 9 0 0 円
阿漕 C 住宅	8 , 9 0 0 円
阿漕 1 号館アパート	1 4 , 5 0 0 円
阿漕 2 号館アパート	1 5 , 3 0 0 円
南阿漕 1 号館	2 2 , 0 0 0 円
南阿漕 2 号館	3 2 , 4 0 0 円
朝夕 1 号館アパート	1 2 , 1 0 0 円
朝夕 2 号館アパート	1 3 , 3 0 0 円
朝夕 3 号館アパート	1 3 , 9 0 0 円
藤水団地 1 号館	4 1 , 7 0 0 円
藤水団地 2 号館 1	4 0 , 0 0 0 円
藤水団地 2 号館 2	4 4 , 8 0 0 円
上弁財団地 1 号館	5 0 , 2 0 0 円
上弁財団地 2 号館 1	5 0 , 8 0 0 円
上弁財団地 2 号館 2	4 1 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 1 号館	1 0 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 2 号館	1 2 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 3 号館	1 1 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 4 号館	1 3 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 5 号館	1 2 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 6 号館	1 4 , 5 0 0 円

ぜにやま団地 7 号館	1 5 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 8 号館	1 5 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 9 号館	1 6 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 0 号館	1 6 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 1 号館	1 6 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 2 号館	1 7 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 1 3 号館	2 2 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 4 号館	2 2 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 5 号館	2 4 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 1 6 号館	2 5 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 1 7 号館	2 7 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 8 号館	2 7 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 9 号館	2 7 , 4 0 0 円
垂水D住宅	8 , 8 0 0 円
藤方団地 1 号館	2 8 , 5 0 0 円
藤方団地 2 号館	2 8 , 8 0 0 円
藤方団地 3 号館	2 8 , 8 0 0 円
藤方団地 4 号館	2 8 , 8 0 0 円
城山アパート	1 1 , 7 0 0 円
西城山 1 号館アパート	1 4 , 8 0 0 円
西城山 2 号館アパート	1 4 , 8 0 0 円
西城山 3 号館アパート	1 5 , 0 0 0 円
西城山 4 号館アパート	1 5 , 0 0 0 円
西城山 5 号館アパート	1 5 , 0 0 0 円
西城山 6 号館アパート	1 5 , 0 0 0 円
小森団地 1 号館	4 5 , 3 0 0 円
小森団地 2 号館	4 1 , 7 0 0 円
小森A住宅	7 , 0 0 0 円
高茶屋住宅	7 , 5 0 0 円
里ノ上A住宅	7 , 5 0 0 円
里ノ上B住宅	7 , 9 0 0 円
雲出 1 号館 1	7 1 , 8 0 0 円

雲出 1 号館 2	6 7, 4 0 0 円
雲出 1 号館 3	6 6, 7 0 0 円
雲出 1 号館 4	6 6, 7 0 0 円
雲出 1 号館 5	6 9, 2 0 0 円
雲出 2 号館 1	7 4, 1 0 0 円
雲出 2 号館 2	6 9, 4 0 0 円
雲出 2 号館 3	6 8, 7 0 0 円
雲出 2 号館 4	6 9, 4 0 0 円
雲出 2 号館 5	6 8, 7 0 0 円
雲出 2 号館 6	7 1, 2 0 0 円
雲出 2 号館 7	7 4, 1 0 0 円
野村団地	1 0, 5 0 0 円
野村東団地	9, 8 0 0 円
相川団地	1 1, 1 0 0 円
森団地 1	8, 0 0 0 円
森団地 2	8, 5 0 0 円
森団地 3	1 2, 4 0 0 円
森団地 4	1 2, 7 0 0 円
森団地 5	8, 5 0 0 円
森団地 6	1 5, 6 0 0 円
森団地 7	1 3, 9 0 0 円
森団地 8	1 5, 5 0 0 円
中町団地 A	2 6, 3 0 0 円
中町団地 B	2 8, 6 0 0 円
相川西団地 A	2 8, 2 0 0 円
相川西団地 B	3 5, 7 0 0 円
明神団地	3 7, 6 0 0 円
北口団地 A	3 7, 3 0 0 円
北口団地 B	4 0, 3 0 0 円
桃里団地 A	4 3, 4 0 0 円
桃里団地 B	5 0, 5 0 0 円
桃里団地 C	4 4, 4 0 0 円

桃里団地D 1	9 7 , 5 0 0 円
桃里団地D 2	8 0 , 3 0 0 円
桃里団地D 3	8 0 , 4 0 0 円
桃里団地D 4	9 6 , 5 0 0 円
中別保住宅	9 , 3 0 0 円
青木団地	1 7 , 7 0 0 円
藤ヶ丘団地	3 0 , 5 0 0 円
殿町住宅	4 0 , 1 0 0 円
新横山住宅	3 9 , 9 0 0 円
美里第 1 住宅 A 棟	3 4 , 6 0 0 円
美里第 1 住宅 B 棟	3 4 , 6 0 0 円
美里第 2 住宅 1 号館	1 9 , 1 0 0 円
美里第 2 住宅 2 号館	1 9 , 1 0 0 円
片野団地	3 8 , 2 0 0 円
新沢田団地	3 1 , 4 0 0 円
奥津団地	5 , 5 0 0 円
下之川団地	5 , 3 0 0 円

津市告示第 9 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 31 日

津市長 松 田 直 久

1 名称

棕本 10-2 自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

(4) 地域内の防犯・安全・協調

3 区域

本会の区域は、津市芸濃町棕本 4672 番地、4741 番地 6、4737 番地 2、4706
番地 7、3525 番地 2、3524 番地 1、3431 番地 29、及び 3859 番地を結んだ区
域とする。

4 事務所

三重県津市芸濃町棕本 6127 番 1 に置く。

5 代表者の氏名及び住所

小粥 博

三重県津市芸濃町棕本 6129 番地 1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68
条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成20年1月31日

津市公告第 1 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 2 0 年 1 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 2 0 年 1 月 1 5 日
- 2 抑留期間 平成 2 0 年 1 月 2 2 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	ピレニーズ	白	不明	大	9 1 日 以上	首輪、リ ード付

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 2 号

次のとおり一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 0 年 1 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

1 件名

津市地域 I C T 利活用モデル構築事業に係る準拠情報システム機器等の賃借

2 業務内容等

別紙仕様書のとおり

3 入札日時

平成 2 0 年 1 月 2 4 日（木）午後 2 時

定刻になっても出席のない場合は棄権とみなします。

又、開札は入札後直ちに行います。

4 入札場所

津市役所 7 階入札室

5 資格確認

次の書類を平成 2 0 年 1 月 2 2 日（火）午前 1 1 時までに情報企画課へ提出してください。ただし、津市競争入札参加者名簿に登録のある業者は提出不要です。

(1) 登記簿謄本

(2) 納税証明書（法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）

(3) 消費税の納税証明書（その 3 ・未納税額のない証明用）

(4) 印鑑証明書

6 契約書

要 （別添のとおり）

7 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上

但し、津市契約規則第 2 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は減免。

8 契約期間

平成20年3月1日から平成22年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

9 入札方法及び決定方法

- (1) 指定の入札書により、別紙仕様書に基づき入札金額等を記載のうえ、封書し、入札を行ってください。
- (2) 落札に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 同等品については、同等品の条件に適合する物件を選定し、平成20年1月22日（火）午前11時までに別添の同等認定書に同等品の条件に適合・不適合が確認できる仕様、定価表示等のある資料（カタログ等）を添付の上、情報企画課へ申請してください。
認定された場合は、同等認定書を交付しますので、入札書の裏面に同等認定書をホチキス止めして入札してください。入札書に同等認定書の添付がない場合、もしくは、上記認定が受けられない場合は、仕様書物件のとりとして取り扱いますので注意してください。
- (4) 再入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。
- (5) 同額の者が2業者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) その他、入札者は、別添「競争入札参加者心得」に留意の上、入札に臨んでください。

【問い合わせ先】

津市役所 総務部 情報企画課 情報企画担当

電話番号 059-229-3118

津市地域 ICT 利活用モデル構築事業に係る準拠情報システム機器等の賃貸借に係る仕様書

1 賃貸借の目的

この業務は、本市が総務省の委託を受けて実施する津市地域 ICT 利活用モデル構築事業に係る準拠情報システムに係るハードウェア機器、ソフトウェア及び付属設備並びに関連パソコン機器等の賃貸借を行うものである。

2 件名

本件名は、「津市地域 ICT 利活用モデル構築事業に係る準拠情報システム機器等の賃貸借」とする。

3 賃貸借対象物件

別紙「賃貸借物件一覧」に掲げるハードウェア機器、ソフトウェア及び付属設備並びに関連パソコン機器等（以下「機器等」という。）とする。

4 賃貸借期間

平成 20 年 3 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで（25 ヶ月）とする。この契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。

5 設置期限及び場所

- (1) 賃貸借対象物件の設置期限は、別途津市から指示するものとし、当該期間内に全ての物件について、機器等の初期環境設定が終了しているものとする。
- (2) 賃貸借対象物件の配置場所は、津市が別途契約する市内の民間データセンター、幼稚園、保育園、高田短期大学、子育て支援拠点とする。
具体的な配置場所については、別途、津市から指示するものとする。
- (3) 賃貸借対象物件の搬入（津市の指定する場所へ搬入すること。）、設置（津市の指定する場所へ設置すること。）、設定（正常動作を補償する初期環境設定を行い、賃貸借物件の動作確認を行うこと。）、清掃（搬入に用いた段ボール箱の引き取り及び処分等を行うこと。）を確実にを行うものとする。

6 賃貸借に係る条件

- (1) 賃貸借対象物件が、生産中止等により期限までに納入・設置できない場合は、津市の上承を得た後、速やかに当該物件と同等以上の機能を有した代替機器を納入・設置するものとする。

- (2) 契約期間終了後、賃貸借対象物件の回収後においては、機器内のデータが、データ復旧ソフトウェア等により復元されることのないように完全に消去するか、または廃棄処分することとし、データ等の漏洩を確実に防ぐものとする。また、これに係る経費等については、すべて納入・設置業者の負担で行うものとする。
- (3) 賃貸借対象物件に係る動産総合保険に加入するものとし、当該保険加入に係る費用は納入・設置業者が負担するものとする。
- (4) 賃貸借対象物件には、管理シールを貼付し、それに付随する管理台帳を用意するものとする。なお、当該管理台帳は電磁記録媒体（Excel 2003 形式）に記録し、納入するものとする。
- (5) 賃貸借対象物件のうち保守対象物件となるものについては、賃貸借期間内に障害等が発生した場合、直ちに調査を実施し、その原因の究明と速やかな復旧を行うものとする。

7 特記事項

- (1) 賃貸借対象物件は、すべて新品とする。
- (2) 納品物は全て、現地にて動作確認試験を実施し、試験結果の報告を行うものとする。
- (3) 賃貸借対象物件が、理由の如何によらず賃貸借の目的を達成できない状況になった場合は、速やかに更新・入換等の措置を講じるものとする。
- (4) 本業務において知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。
- (5) 上記仕様書に記載のない事項については、津市と納入・設置業者が協議のうえ決定することとする。

賃 貸 借 契 約 書 (案)

津市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、下記の条項により、津市地域 I C T利活用モデル構築事業に係る準拠情報システムにおいて使用するハードウェア機器、ソフトウェア及び付属設備並びに関連パソコン機器等（以下「機器等」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、津市地域 I C T利活用モデル構築事業に係る準拠情報システム機器等の賃貸借を行うものである。

（賃貸借期間）

第 2 条 賃貸借期間は、平成 2 0 年 3 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。この契約は、地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約である。

（条件付解除条項）

第 3 条 甲は、この契約の締結の日の属する年度以降において、甲の歳入歳出予算の金額について減額または削除があった場合は、この契約を変更し、または解除することができる。

（契約対象物件等）

第 4 条 契約対象物件は、仕様書別添「賃貸借物件一覧」のとおりとする。また、設置場所等については追って甲より指示するものとする。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は契約金額の 1 0 0 分の 1 0 とする。ただし、津市契約規則第 2 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は減免する。

（賃貸借料）

第 6 条 賃貸借料は、別紙内訳書のとおりとする。

2 使用の開始、もしくは、解除の月において、機器等の賃貸借期間が一月に満たないとき、又は、乙の責めに帰すべき理由により機器等を使用できなかった期間があったときは、使用不可能日数に応じて賃貸借料は日割計算とする。ただし一月は、3 0 日として計算する。

3 前項の規定による日割計算によって端数が生じたときは、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

（賃貸借料の請求）

第 7 条 乙は、各月分に係わる賃貸借料等の支払を翌月 1 日以降に甲に請求するものとする。

（賃貸借料の支払）

第 8 条 甲は、乙から前条による適法な支払の請求があったときは、その日から 3 0 日以内に第 6 条の賃貸借料を乙に支払うものとする。

2 甲は、所定期間内に契約金額を支払うことができないときは、当該期間満了の日から支払をする日までの日数に応じ、未払代金に対し、津市契約規則（以下、「規則」という。）第 3 4 条第 3 項に規定された率により計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（機器等の所有権）

第 9 条 機器等の所有権は乙に帰属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2 甲は、機器等が乙の所有であることを示す表示等を損するなど機器の現状を変更するような

行為をしてはならない。

3 この機器等を流通する一切のデータに関する所有権は、すべて甲に帰属するものとする。

(設置場所の変更)

第10条 甲は、甲の都合により第4条に定める設置場所を変更する場合は、予め乙に通知しなければならない。この場合において、機器等の設置場所の変更は乙が実施するものとする。

なお、この場合に要する費用は、一切の経費は乙が負担するものとする。

(情報の提供等)

第11条 乙は、機器等の機能の付加、改良又は修正に関する情報を得た場合においては、遅滞なく甲に通知しなければならない。

(再使用の許諾)

第12条 乙または丙は、第4条に規定する賃貸借物件中、ソフトウェアについては、甲への再使用にかかる著作権者の承諾を得ておかななければならない。(搬入、搬出料金)

第13条 機器等の搬入、搬出及び設置に要する一切の経費は乙の負担とする。

(保険)

第14条 乙は、機器等につき乙の費用で動産総合保険に加入する。

2 乙は、甲が故意又は重過失によって機器等に損害を与えた場合は、その賠償額を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額の算定に当たっては、甲乙協議してこれを定めるものとする。

3 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、当契約の履行に際し知り得た一切の甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約期間終了後も同様とする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。この場合、甲は乙に対して違約金として契約金額の100分の10を請求することができる。

(1) 契約条項に違反したとき。

(2) 正当な理由なくして、乙から契約解除の申し入れがあったとき。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる事項に該当したとき。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合は、乙は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(機器等の取り替え)

第17条 契約期間中において第5条の契約対象物件が賃貸借の目的を達成できない状況になった場合は、乙は、速やかに当該契約対象物件と同範囲で本契約の目的に適合する物件と交換しなければならない。

2 前項にかかる一切の経費は、乙の負担とする。

(危険負担)

第18条 第14条第2項以外の理由により生じた機器等についての損害は、乙の負担とする。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

(1) 契約条項に違反したとき。

(2) 正当な理由なくして、甲から契約解除の申し入れがあったとき。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合は、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(費用負担)

第20条 この契約を実施するために必要な書類等の作成に要する費用は乙の負担とする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を所轄する裁判所にて行うものとする。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 津市西丸之内23番1号
津市
津市長 松田 直久

乙

競争入札参加者心得

津 市

1 入 札

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

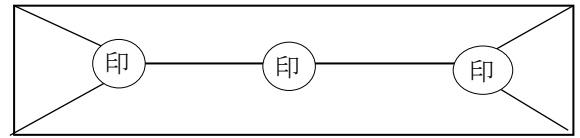
2 入札書の記載等

- (1) 入札書には、日付・商号・代表者名・押印（競争入札参加者名簿登録業者にあつては、入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）等を鮮明に表示すること。
- (2) 入札書の金額はアラビア数字で、文字は楷書で記載すること。
- (3) 代理人をして入札に関する行為をさせようとする場合は、入札前に委任状もしくは入札者確認票を提出すること。
- (4) 入札書を封入する封筒には、次のとおり記載及び届出印または入札代理人の印を押印すること。

（表）

（裏） 貼合わせ部分（3ヶ所）に封印

入札書在中	
（あて先）津市長	
件 名	○ ○ ○ ○ ○
社 名	○ ○ ○ ○ ○



3 無効入札

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のないものが行った入札
- (2) 入札保証金を所定の日時までに納付しないで行った入札
- (3) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 委任状もしくは入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 再度入札において、前回一番札金額以上の金額が記載された入札
- (11) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

4 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札（原則として2回）を行う。この場合において、前項の無効入札をした者を除くことがある。

なお、入札金額の読み上げは、場合によって上位何者かに限定することがありますので御承知ください。

5 錯誤の主張

入札書に記載した金額が、開札の結果、表示上の錯誤（総価で決定するときはその総価、単価で決定するときはその単価の桁違い）であると判明した場合は、落札決定までにその主張をすること。

6 入札の取りやめ等

入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等により公正な入札の執行を確保することができないと認められるときは、入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 入札者

入札者の入室は、原則一名に限ります。

8 入札時間の厳守

指定した時間までに入札場所に到着しない場合、入札に参加することができませんので御承知ください

津市公告第 13 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、津市に意見書を提出することができます。

平成 20 年 1 月 18 日

津市長 松 田 直 久

1 都市計画の種類

津都市計画道路

- 3・5・43 東一身田駅前線
- 3・5・44 江戸橋一身田線
- 3・5・46 羽所桜橋線
- 3・5・47 栄町鳥居町線
- 3・5・48 津新地海岸線
- 3・5・49 新町古河線
- 3・5・50 新町神戸線
- 3・5・51 南新町桜田線
- 3・5・54 岩田橋阿漕浦線
- 3・5・55 阿漕駅津興線
- 3・5・56 結城神社雲出線
- 3・5・58 上津部田第 2 号線
- 3・5・61 西鷹跡町線
- 3・5・66 河芸停車場線
- 7・5・1 白塚駅西線
- 7・5・63 区画街路 1 号線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する。

3 都市計画の案の縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

自 平成 2 0 年 1 月 1 8 日 至 平成 2 0 年 2 月 1 日

津市公告第 1 4 号

平成 1 9 年産水稻に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）第 4 1 条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を別紙のとおり公表します。

平成 2 0 年 1 月 1 8 日

津市長 松 田 直 久

平成19年産水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

農家 番号	地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
1	津 雲出	37,910	170	平成19年12月21日	口座振込
2	津 安東	127,333	571	平成19年12月21日	口座振込
3	津 神戸	56,419	253	平成19年12月21日	口座振込
4	津 櫛形	84,740	380	平成19年12月21日	口座振込
5	津 櫛形	74,259	333	平成19年12月21日	口座振込
6	津 櫛形	39,248	176	平成19年12月21日	口座振込
7	津 櫛形	41,701	187	平成19年12月21日	口座振込
8	津 櫛形	12,488	56	平成19年12月21日	口座振込
9	津 櫛形	60,656	272	平成19年12月21日	口座振込
10	津 櫛形	153,647	689	平成19年12月21日	口座振込
11	津 櫛形	599,424	2,688	平成19年12月21日	口座振込
12	津 櫛形	39,471	177	平成19年12月21日	口座振込
13	津 櫛形	50,621	227	平成19年12月21日	口座振込
14	津 櫛形	60,879	273	平成19年12月21日	口座振込
15	津 櫛形	1,070,846	4,802	平成19年12月21日	口座振込
16	津 櫛形	145,396	652	平成19年12月21日	口座振込
17	津 櫛形	11,819	53	平成19年12月21日	口座振込
18	津 櫛形	57,757	259	平成19年12月21日	口座振込
19	津 櫛形	45,938	206	平成19年12月21日	口座振込
20	津 櫛形	47,276	212	平成19年12月21日	口座振込
21	津 櫛形	49,283	221	平成19年12月21日	口座振込
22	津 櫛形	50,621	227	平成19年12月21日	口座振込
23	津 櫛形	64,224	288	平成19年12月21日	口座振込
24	津 櫛形	42,147	189	平成19年12月21日	口座振込
25	津 櫛形	102,134	458	平成19年12月21日	口座振込
26	津 櫛形	191,111	857	平成19年12月21日	口座振込
27	津 片田	24,530	110	平成19年12月21日	口座振込
28	津 片田	23,861	107	平成19年12月21日	口座振込
29	津 片田	18,509	83	平成19年12月21日	口座振込
30	津 片田	4,683	21	平成19年12月21日	口座振込
31	津 片田	20,516	92	平成19年12月21日	口座振込
32	津 片田	5,129	23	平成19年12月21日	口座振込
33	津 片田	669	3	平成19年12月21日	口座振込
34	津 片田	18,063	81	平成19年12月21日	口座振込
35	津 片田	18,063	81	平成19年12月21日	口座振込
36	津 片田	11,373	51	平成19年12月21日	口座振込
37	津 片田	12,042	54	平成19年12月21日	口座振込
38	河芸	1,561	7	平成19年12月21日	口座振込
39	芸濃 明	7,359	33	平成19年12月21日	口座振込
40	芸濃 明	64,001	287	平成19年12月21日	口座振込
41	芸濃 明	4,237	19	平成19年12月21日	口座振込
42	芸濃 安西	4,906	22	平成19年12月21日	口座振込
43	芸濃 安西	78,942	354	平成19年12月21日	口座振込
44	芸濃 安西	39,917	179	平成19年12月21日	口座振込
45	芸濃 安西	52,405	235	平成19年12月21日	口座振込
46	芸濃 安西	385,344	1,728	平成19年12月21日	口座振込
47	芸濃 雲林院	18,732	84	平成19年12月21日	口座振込
48	芸濃 安西	4,906	22	平成19年12月21日	口座振込
49	安濃 草生	24,976	112	平成19年12月21日	口座振込
50	安濃 草生	346,765	1,555	平成19年12月21日	口座振込
51	安濃 草生	128,002	574	平成19年12月21日	口座振込
52	安濃 村主	111,277	499	平成19年12月21日	口座振込
53	安濃 村主	18,063	81	平成19年12月21日	口座振込
54	安濃 安濃	11,819	53	平成19年12月21日	口座振込

平成19年産水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

農家 番号	地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
55	安濃 安濃	12,042	54	平成19年12月21日	口座振込
56	安濃 安濃	11,596	52	平成19年12月21日	口座振込
57	安濃 明合	37,687	169	平成19年12月21日	口座振込
58	安濃 明合	31,666	142	平成19年12月21日	口座振込
59	安濃 明合	51,959	233	平成19年12月21日	口座振込
60	安濃 明合	26,983	121	平成19年12月21日	口座振込
61	安濃 草生	322,904	1,448	平成19年12月21日	口座振込
62	美里 長野	6,021	27	平成19年12月21日	口座振込
63	美里 辰水	4,906	22	平成19年12月21日	口座振込
64	美里 辰水	11,596	52	平成19年12月21日	口座振込
65	美里 辰水	21,185	95	平成19年12月21日	口座振込
66	美里 辰水	25,422	114	平成19年12月21日	口座振込
67	美杉 八知①	20,070	90	平成19年12月21日	口座振込
68	美杉 多気(上多気)	29,882	134	平成19年12月21日	口座振込
69	美杉 多気(下多気)	21,408	96	平成19年12月21日	口座振込
70	白山 家城	133,131	597	平成19年12月25日	口座振込
71	白山 家城	89,646	402	平成19年12月21日	口座振込
72	白山 川口	25,868	116	平成19年12月21日	口座振込
73	白山 川口	44,377	199	平成19年12月21日	口座振込
74	白山 大三	315,099	1,413	平成19年12月21日	口座振込
75	白山 大三	21,185	95	平成19年12月21日	口座振込
76	白山 大三	93,660	420	平成19年12月21日	口座振込
77	白山 倭	12,934	58	平成19年12月21日	口座振込
78	白山 ハツ山	28,990	130	平成19年12月21日	口座振込
79	白山 ハツ山	25,868	116	平成19年12月21日	口座振込
80	白山 ハツ山	56,419	253	平成19年12月21日	口座振込
81	一志 大井	15,610	70	平成19年12月21日	口座振込
82	一志 波瀬	17,617	79	平成19年12月21日	口座振込
83	一志 波瀬	10,927	49	平成19年12月21日	口座振込
84	一志 波瀬	1,561	7	平成19年12月21日	口座振込
85	一志 波瀬	3,568	16	平成19年12月21日	口座振込
86	一志 波瀬	10,927	49	平成19年12月21日	口座振込
87	一志 川合	38,356	172	平成19年12月21日	口座振込
88	一志 川合	147,180	660	平成19年12月21日	口座振込
89	一志 川合	48,168	216	平成19年12月21日	口座振込
90	一志 川合	62,440	280	平成19年12月21日	口座振込
91	一志 川合	29,436	132	平成19年12月21日	口座振込
92	一志 川合	24,753	111	平成19年12月21日	口座振込
93	一志 川合	53,743	241	平成19年12月21日	口座振込
94	一志 川合	51,067	229	平成19年12月21日	口座振込
95	一志 川合	39,025	175	平成19年12月21日	口座振込
96	一志 高岡	484,133	2,171	平成19年12月21日	口座振込
97	一志 高岡	100,127	449	平成19年12月21日	口座振込
98	久居 久居①	2,899	13	平成19年12月21日	口座振込
99	久居 桃園	27,875	125	平成19年12月21日	口座振込
100	久居 桃園	59,541	267	平成19年12月21日	口座振込
101	久居 桃園	4,460	20	平成19年12月21日	口座振込
102	久居 七栗	64,224	288	平成19年12月21日	口座振込
103	久居 七栗	17,617	79	平成19年12月21日	口座振込
104	久居 七栗	12,265	55	平成19年12月21日	口座振込
105	久居 稲葉	21,631	97	平成19年12月21日	口座振込
106	久居 稲葉	9,589	43	平成19年12月21日	口座振込
107	久居 稲葉	11,150	50	平成19年12月21日	口座振込
108	久居 榊原	223	1	平成19年12月21日	口座振込

平成19年産水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

農家 番号	地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
109	久居 榊原	10,927	49	平成19年12月21日	口座振込
110	久居 榊原	47,499	213	平成19年12月21日	口座振込
111	久居 須ヶ瀬	1,338	6	平成19年12月21日	口座振込
112	香良洲	32,112	144	平成19年12月21日	口座振込
113	香良洲	44,823	201	平成19年12月21日	口座振込
114	香良洲	86,078	386	平成19年12月21日	口座振込
115	香良洲	67,123	301	平成19年12月21日	口座振込
116	香良洲	30,328	136	平成19年12月21日	口座振込
117	香良洲	1,115	5	平成19年12月21日	口座振込
118	香良洲	78,719	353	平成19年12月21日	口座振込
119	香良洲	80,503	361	平成19年12月21日	口座振込
120	香良洲	60,210	270	平成19年12月21日	口座振込
121	香良洲	31,666	142	平成19年12月21日	口座振込
122	香良洲	159,668	716	平成19年12月21日	口座振込
123	香良洲	17,394	78	平成19年12月21日	口座振込
124	香良洲	12,265	55	平成19年12月21日	口座振込
合計	124戸	8,392,382	37,634		

津市公告第 15 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 20 年 1 月 22 日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成 20 年 1 月 18 日
2 抑留期間 平成 20 年 1 月 24 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	黒白	メス	中	9 1 日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第 1 6 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 2 0 年 1 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 0 年 1 月 2 2 日

2 抑留期間 平成 2 0 年 1 月 2 8 日まで

番号	捕 獲 し た場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 垂水	ラ ブ ラ ド ー ル・レトリバー	ベ ー ジ ュ	オス	大	9 1 日 以 上	茶 色 の 首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 17 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 20 年 1 月 24 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 20 年 1 月 15 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森町字向山 1720-11 ほか 11 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市広明町 418-1
株式会社トップハウス
代表取締役 浪岡 昭

津市公告第 18 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 20 年 1 月 29 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 20 年 1 月 27 日

2 抑留期間 平成 20 年 1 月 31 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 雲出長常町	コーギー犬	茶白	メス	中	不明	負傷犬 青の首輪 ベージュの バンド付き

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 19 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 20 年 1 月 31 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 20 年 1 月 24 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市青葉台一丁目、二丁目（7－1）工区
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市大倉 19－1
日の出開発株式会社
代表取締役 田村 憲司

津市教育委員会告示第12号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成20年1月30日

津市教育委員会

委員長 中西 智 子

- 1 招集の日時 平成20年1月31日（木）午前10時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件 津市指定文化財の種別の変更について

津市選挙管理委員会告示第2号

平成20年1月1日現在にて調製した津市農業委員会委員選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和26年法律第100号）第23条第2項の規定により告示する。

平成20年1月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 縦覧の場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 | 縦覧に供する期間 | 平成20年2月23日から同年3月8日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで) |

津市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成20年1月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

1 抹 消 者 数

男	女	計
1 人	1 人	2 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹 消 し た 年 月 日 平成20年1月17日

津市監査委員告示第 13 号

平成 19 年 11 月 28 日に提出された「住民監査請求」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査を行った結果、平成 20 年 1 月 21 日付けで下記のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成 20 年 1 月 29 日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	平	岡	益	生
同	永	田		正
同	山	中	利	之

記

第 1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求は、平成 19 年 11 月 28 日に受理した。

2 請求人

三重県津市 杉 原 東 洋 児

3 請求の概要

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類（平成 19 年 12 月 20 日に提出を受けた書類を含む。以下同じ。）の内容並びに請求人の陳述から、本件監査請求の概要は、以下のとおりであると理解した。

なお、請求人の陳述は、平成 19 年 12 月 10 日に聴取した。

（1）請求の要旨

市町村合併前の久居市、久居地区広域消防組合及び久居地区広域衛生施設組合（以下「久居市等」という。）の市長、管理者及び代表理事並びに助役、副管理者及び収入役（以下「久居市長等」という。）は、久居市等の一部の職員に対し、長年、不適正かつ違法な上乗せ給料及び当該上乗せ給料に基づく諸手当（以下「本件給与」という。）を支給していたが、津市長松田直久（以下「市長」という。）は、平成 19 年 10 月 1 日に、本件給与を受給していた職員及び職員であった者（以下「本件受給者」という。）に対

し、過去５年間遡り、不当に利得した本件給与相当額の返還を求めたものの、「根源的責任者」である久居市長等であった者に対しては、何らの責任を求めている。

しかし、本件給与の「支給」なくして「受給」はあり得ないのであり、久居市長等が長年の本件給与の支給により久居市等に与えた損害は多大であることから、市長が久居市長等であった者に対し、当該損害賠償請求権を行使しないことは、違法に財産の管理を怠るものである。

（２）求める措置の内容

監査委員は、市長に対し、次のとおり勧告するよう、請求するものである。

ア 市長は、久居市長等であった者に対し、平成９年１０月から平成１４年９月までに支出された本件給与相当額及び所定の利息について、その損害を市に補填させるよう、必要な措置を講じよ。

イ 市長は、久居市長等であった者に対し、平成１９年１０月１日の市長の措置に関し、本件受給者に補填を求めなかった平成１４年１０月から平成１７年１２月までに支出された本件給与に係る所定の利息、及び本件受給者に返還を求めた本件給与相当額のうち未返還相当額について、その損害を市に補填させるよう、必要な措置を講じよ。

ウ 市長は、久居市長等であった者に対し、平成９年１０月から平成１７年１２月までに支出した本件給与及び所定の利息の補填を求めるために要した諸経費相当額について、その損害を市に補填させるよう、必要な措置を講じよ。

第２ 監査の結果

１ 確認した事実と経過の概要

本件監査請求書に添付された事実を証する書類及び市長公室人事課（以下「人事課」という。）から提出を受けた資料に基づき確認した事実と経過の概要は、次のとおりである。

（１）公文書開示請求

平成１９年１月３０日に、久居市における一般行政職職員（久居市職員の給与に関する条例（昭和３２年久居市条例第７号）に定める行政職給料表における職務の級が５級以上の職員）に係る給与支給明細書等に関する

公文書の開示請求があり、同年２月１３日に該当する公文書の部分開示がなされた。

（２）新聞報道等

平成１９年４月２２日から同月２４日にかけて、本件給与に係る新聞報道等がなされた。

（３）合併前市町村等の給与取扱いに係る総点検の実施及び結果

人事課は、新聞報道等の後、合併前市町村等の給与の取扱いに関して、関係する条例等の確認及び関係者への聞き取り等による総点検を実施した。

この結果、久居市等における行政職給料表５級及び６級に該当する職員の枠外昇給の取扱いについて、久居市職員の給与に関する条例第５条第５項ただし書及び久居市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和６１年久居市規則第４号）第２５条第１項（久居地区広域消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和６１年久居地区広域消防組合規則第１号）第２条及び久居地区広域衛生施設組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和６１年久居地区広域衛生施設組合規則第１号）において準用する場合を含む。以下「久居市給与条例等」という。）に定める枠外昇給は「その者の属する級における最高の号給の額とその一号給下位の号給の額との差額をその者が現に受けている給料月額に加えた額に昇給させることができる」ものとしていたが、「その者の職務の級より上位の職務の級の給料月額を支給していたことを確認した」とした。

（４）本件給与の返還等

人事課は、前記総点検の結果、久居市等による枠外昇給の取扱いは、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第１項が定める「職務給の原則」及び同条第３項が定める「均衡の原則」等の観点から適正を欠くものとして、本件給与の平成１４年１０月支給分まで遡り、久居市給与条例等その他関係例規に基づき、改めて枠外昇給に係る見直しを行った上、市長は、平成１９年１０月１日に、本件受給者に対し、本件給与相当額の返還を求めるなどの措置を講じた。

２ 結論

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類の内容並びに請求人の陳述のほか、人事課から提出を受けた資料等を総合的に監査したところ、本件監査請求は適法な監査請求であると認めることができないと判断したため、これを却下する。

3 結論に至った理由

結論に至った理由は、次のとおりである。

(1) 監査請求の期間制限の適用

法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、これらの行為又は怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

そして、違法又は不当な財務会計上の行為について、同条第2項は「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したとき」は、正当な理由がある場合を除き「これをすることができない」と定められており、この期間制限は、財務会計上の行為がたとえ違法又は不当なものであるとしても、期限なく監査請求及び住民訴訟の対象となり得れば、行政の法的安定性を損ない好ましくないことから設けられたものと解される。これに対し、違法又は不当に財産の管理等を怠る事実については、このような期間制限はなく、当該地方公共団体の住民は、怠る事実が存在する限り、いつでも監査請求をすることができるものとされている。

しかし、財務会計上の行為に基づいて生じた実体法上の損害賠償請求権等の不行使についても、「怠る事実」として期間制限が及ばないとする、当該財務会計上の行為については、1年という期間制限により監査請求することができないにもかかわらず、当該行為に基づき生じた損害については補填等の措置を請求し得る状態が継続することとなり、期間制限が設けられた法の趣旨を没却させることとなる。

この期間制限の適用について示された昭和62年2月20日及び平成14年7月2日の最高裁判所判決によると、怠る事実を対象としてなされた監査請求であっても、財務会計上の行為が違法であるからこそ発生する実体法上の損害賠償請求権等の不行使を「怠る事実」として対象とするものである場合には、当該財務会計上の行為が違法と評価されて初めて当該請求権が発生するのであるから、監査委員は「当該財務会計上の行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にある」とした上、こうした関係にある監査請求に限り、「当

該財務会計上の行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ず、当該行為のあった日又は終わった日を基準として、期間制限の適用がある」としている。

(2) 本件監査請求に係る判断

前記期間制限の適用に係る法規及び判例の趣旨のもと、本件監査請求についてみると、本件監査請求における請求人の主張は、久居市長等が長年の本件給与の支給により久居市等に損害を与えたものとして、久居市長等であった者に対し、損害賠償請求権を行使するよう勧告することを求めたものである。

しかるに、当該損害賠償請求権は、久居市長等による「本件給与の支出」が違法と評価されて初めて発生するのであるから、本件監査請求は「本件給与の支出」という財務会計上の行為を対象として監査を求める趣旨を含んだもので、当該行為のあった日を基準として、期間制限の適用があるものと解するのが妥当である。

そして、久居市長等による本件給与の支出のあった最も遅い日は、平成17年12月21日であることから、本件監査請求は、この日から1年を経過してなされたものであると認められる。

さらに、1年を経過して本件監査請求がなされたことに、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否かについて判断すると、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたと解される時点から「相当の期間」内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。

本件給与の支出については、平成10年10月16日から同年12月4日にかけて開会された久居市議会行政改革調査特別委員会の付議事件の中で討議された経緯があり、同委員会は原則公開のもと開会されていたものと考えられることから、当時の久居市民は、同年10月から12月ごろには、相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて監査請求をするに足る程度に、本件給与の内容を知ることができたと判断される。仮に同委員会における討議の経緯を考慮しないとしても、本市の市民は、新聞により本件給与について最初に報道された平成19年4月22日ごろには、監査請求をするに足る程度に、本件給与の内容を知ることができたと解することが妥当である。

したがって、この新聞報道の日を基準にした場合、本件監査請求があった日は、同日から7か月以上経過しており、監査請求書及びその事実を証する書面の作成に要する日数を考慮すると、「相当な期間」内に監査請求されたものと認めることはできず（同趣旨／平成14年9月12日最高裁判所判決）、よって、「正当な理由」があるとは認められない。

以上の理由から、本件監査請求は、法第242条第2項に定める期間を徒過してなされたものとして、不適法たる評価を免れないものと判断した。

以上

津市水道局告示第 1 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 18 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名称	所在地	指定年月日
村田設備	津市津興 6 9 番地 2	平成 20 年 1 月 15 日
アクアサービスナカモリ	名張市箕曲中村 3 3 6 番地	平成 20 年 1 月 15 日